張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

- 伝と致の情報伝達

はじめに

漢代の交通と「伝」の形態

関所の通行と漢墓簡牘

二 「伝」と「致」の形態-随行物の証明書

おわりに

は

めた井戸の簡牘資料である。これは故城の官府から出土したという点で、フィールド遺跡の文書などと共通する性格 古墓に副葬された簡牘、帛書などで、戦国、秦漢時代の文書や書籍などである。三は、二〇世紀末から発見されはじ ように西北フィールドの遺跡から発見された簡牘資料である。これは前漢武帝期より以降の行政文書が多い。二は、 中国の出土資料は、その出土状況によって大きく三つに分けられる。一は、甘粛省の敦煌、居延漢簡に代表される(こ)

田 勝

をもっており、秦代の里耶秦簡がもっとも早く、前漢、後漢、三国呉簡へとつづいている。

研究が大きく進展している。しかし両者を結ぶ視点は少ないようにおもわれる。また遺跡から出土した資料は、 たものであり、その性格の相違をどのように理解するかという問題がある。 に保存されたり廃棄されたものが、偶然に発見される場合が多いのに対して、古墓の資料は、 ろ古墓の資料である郭店楚簡や、上海博物館蔵楚簡、馬王堆漢墓帛書などを中心として、思想の成立や、書誌学的な は古墓の書籍は、漢代学術にかかわる資料として、あまり注目されていない。これに対して思想史の分野では、むし 行政文書の分類や、睡虎地秦簡と張家山漢簡などの法令を中心として、法制史などの研究が進められている。ここで こうした簡牘・帛書の研究は、歴史学や思想史の分野によって、その関心が異なっている。たとえば歴史学では 人々が意識的に副葬し

は、それを読み解く一つの視点として、資料がもつ「情報の伝達」、すなわち発信と受容という点に注目している。 を結ぶ社会的な視点が提示できるのではないかと考える。 が伝達される過程を直接的に示している。この点に注目すれば、行政文書や、古墓の資料という区別をこえて、 伝来の文献は、その最終的な記述を収録しているが、出土資料は、その出土状況や形態によって、社会のなかで情報 する視点は少ない。それでは古代社会のなかで、出土資料を全体的に理解することはできないのであろうか。 つまり資料は、誰かが作成して発信し、それを誰かに伝達するという目的をもっている。中国古代では、『史記』や このように簡牘・帛書の研究では、出土状況や関心の違いをこえて、それを社会のなかで全体的に位置づけようと 私たち

携帯して関所などを通過し、車馬や宿舎、食事が支給されるものであるが、ここには交通にかかわる情報の伝達がう の情報である。その典型的な例は、「伝」と呼ばれる通行証である。とくに公用の「伝」は官府が発給し、旅行者が そのとき一つの分野となるのは、行政機構で順次送られる文書とは違って、人びとの移動によって伝えられる公私

点を提示したものである。 ここでは現実の交通と、古墓に埋葬された擬制文書とのかかわりを指摘しており、まさに遺跡と古墓の資料を結ぶ視 かがえる。また「伝」の形態は、大庭脩氏や中国の研究者が考察しているが、大庭氏の独創的な点は、古墓から出土 した簡牘に、伝と似た内容(告地券、告地策など)があり、それを「冥土への旅券」として紹介されたことである。

古墓の簡牘資料とのかかわりを再検討し、社会のなかで出土資料を位置づける接点を見いだしたいとおもう。 同じような用途をもつといわれる「致」についても検討を加える。その上で、地上の交通にみえる「伝」「致」と、 ようになった。そこで本稿では、あらためて漢代の交通と「伝」の問題を考えてみたい。そのとき「伝」と並んで、 大庭脩氏が、こうした見解を発表されたあと、張家山漢簡《津関令》や、敦煌懸泉置漢簡などの資料が追加できる

漢代の交通と「伝」の形態

た。それは漢簡《津関令》に、いくつかの規定がみえており、すでに李均明、陳偉氏などの考察がある。(虫) 漢代の初期では、水陸の関所(水路の津、陸路の関)を通行するために「伝」や「符」という証明書が必要であっ

而城	情)而出入之。及假予人符傳黥爲城旦舂。越塞。斬左止(記	。越

(四八八~九一簡)

貸し与えて、以て闌に〔塞の津関を〕出入させた者は、与に同罪とする。/その……所……非ずして、擅に*** 御史大夫が言す、「塞を越え関所を闌にすること〔越塞、闌関〕は、論に未だ(満たすものが)有りません。 其……日……牧……。/……塞の郵、門亭で(公文書を伝送する)行書の者は、符をもって出入できる」と。 者にも及ぼせ。/県邑の伝塞にあるもの、及び備塞都尉、関吏、官属、軍の吏卒で塞に配置する者は、 伝を偽造して津関を出入するものは、(公文書を偽造して使用した)伝令・闌令を以て論じ、伝を偽造した の〕令や丞、令史は罰金四両とする。/その事情を知っていながら関所を出入させたり、及び人に符や伝を する。塞を越えるものは、左趾を斬って城旦とする。/吏卒の主する者が逮捕できなければ、贖耐とする。〔県 そこで以下のことを要請いたします。塞の津関を(符や伝が無くして) 闌に出入するものは、黥して城旦舂と 制に曰く可なりと。 (四八八~九一簡)

したものかもしれない。ともかく本条では、A闌関:符や伝が無くして闌に出入する者を「黥して城旦春」とし、B なる。そして本条が追加された理由は、これまでの規定が不十分であったか、あるいは「塞の津関」に対して明確化 塞、闌関」とは、関所より以外の他所を通過した場合と、符や伝の証明を持たずに津関を通過する場合を指すことに 越塞:門や渡し場以外の場所から出入りする者を「左趾を斬って城旦」とすることを要請している。またそれを見逃 した官吏たちについても、 この条文の闌について、注釈は『漢書』汲黯伝に引く臣瓚注に「無符伝出入為闌」とある解釈にしたがう。また越 『唐律』衞禁律の疏議に「越度者。謂関不由門、津不由済而度者」とあるのを引く。これらによれば 罰則の規定がある。

合も同罪であること、3「伝」の偽造に罪があること、4塞の郵や門亭で公文書を伝送する者は「符」を用いてよい ここで確認できるのは、1津関の通行に「伝」や「符」が必要であること、2他人に「伝」や「符」を貸与する場

ことなどである。これによって「伝」と「符」には、 用途の違いがあることがわかる。

また『伝』「符』では、他人の証明を使った者にも「贖城旦春」の罪がある。

相國上內史書言。請諸祚(詐)襲人符傳出入塞之津關。未出入而得。皆贖城旦舂。將吏智(知)其請 與同罪。●御史以聞。●制496日、可。以□論之。497 (四九六~九七簡

(情)。

相国が内史の書を上って言う。「請うらくは、諸々の人の符・伝を詐って使い塞の津関を出入しようとして、

ん」と。●御史大夫が以て上聞する。●制に曰く可なりと。……を以て之を論ぜよ。 (四九六~九七簡) 未だ出入せずに捕らえられたものは、皆な贖城旦舂とする。将吏がその事情を知っていれば、与に同罪とせ

る。一方を関所が持ち、もう一方を通行する者に渡して、帰るときに確認することになる。したがって符は、一ヶ所 なる。「符」は、六寸(約一三・八センチ)を基準として、二つを合わせて割り符とし、側面に刻みをもつものがあ(エ) 「符」については、すでに多くの研究があり、その形態や用途が明らかになっている。その要点は、つぎのように

で用いる通行証といわれる。それに対して「伝」は、長距離の通行をするときに用いられたという。 このとき「伝」を用いる公用旅行者には、車馬や宿泊、従者、食事などが提供されたことが、睡虎地秦簡「伝食律」

を示す資料がある。 や張家山漢簡「伝食律」によって知られている。このほかにも《津関令》や『奏讞書』には、関所と「伝」との関係(ピ)

ような居延漢簡の例をあげている。 それでは「伝」の形態は、どのように考えたらよいのだろうか。大庭脩氏は、直接的な資料が少ないため、つぎの

舎傳舎從者。如律令。/守令史詡、佐袞。七月丁亥出。 元延二年七月乙酉。居延令尚、丞忠。移過所縣道河津關。道亭長王豊。以詔書買騎馬酒泉・敦煌・張掖郡中。當 七〇·三A

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

七〇・三B

居延令印」 七月丁亥出。

ある。また裏面には「居延令印」があったことを記している。したがって、この資料は「伝」の実物ではなく、その みると、月日と名前、用件、交通の条件などを、二行にわたって続けて書写し、しかも文末には守令史などの追記が ここでは居延県の令と丞が、通行する津関に対して、旅行者の用件を告げる形式となっている。この簡は、写真を

写しであることが明らかである。それでは「伝」の原形を知ることはできないのだろうか。 これについて李均明氏は、敦煌懸泉置I90DXT0309③:237、宣帝神爵四年(前五七)の例を追加されている。

神爵四年十一月癸未。

迎罷卒送致河東・南陽・穎川・東郡・魏郡・淮陽国。 丞相史李尊、送護神爵六年戍卒。河東・南陽・穎川・上党・東郡・済陰・魏郡・ 并督死卒傳 (槥)。 准陽 国詣敦煌郡・酒泉郡。 因

為駕一封軺傳。

[下段] 御史大夫望之謂高陵。以次為駕。當舎傳舎、如律令。

〔日付〕神爵四年十一月癸未

丞相の史・李尊が、 内郡の戍卒を護衛して敦煌・酒泉郡に送り、任務を終えた卒などを内郡に帰す。

〔交通〕「一封軺伝(軺車)」を利用する。

[発給] 御史大夫の (蕭) 望之が、高陵県に命令する

して、下段には、発給した官府の長官が命令を下す過程を記している。この簡牘を、居延漢簡の例とくらべてみると、 この資料は、写真をみると上下の二段に分けて書かれている。上段には、日付と人物、用件、交通利用の条件を記 〔命令〕施設ごとに車の手配、宿泊は、律令の如くせよ

中央と地方の官府が発給するという違いがある。 しかしその形態は、 居延漢簡の場合が、「伝」そのものではなく、

その内容を写したものであることがよくわかる。

五年(前三九)《失亡伝信冊》Ⅱ0216②が参考となる。 それでは、この資料は一般的な「伝」の形態を伝えているのであろうか。これについては、懸泉置漢簡の元帝永光

1 永光五年五月庚申。

守御史李忠監嘗麥祠孝文廟。守御史任昌年。

爲駕一封軺傳。

外百卌二

爲駕。當舎傳舎、 如律令。

∞866

丞相少

御史大夫弘謂長安。

以次

2 永光五年六月癸酉朔乙亥。御史大夫弘移丞相、 史李忠守御史。假一封傳信。監嘗麥祠 車騎將'軍"、中二'千'石'、郡大守、諸侯相。五月庚申。 ∞867

3 孝文廟事。己巳。以傳信予御史属澤欽"受忠傳信。置車軨中。道隨(堕)亡。今寫所亡傳信副。移如牒。書到。 告属官縣吏民。有得亡傳信者。予購如律。諸乘傳驛駕厩令長丞。亟案莫傳有與所亡傳同封弟 二千石各明白布 (第) 者。 輒捕

4 〔繋〕。上傳信御史府。如律令。

5

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

七月辛酉。效穀守長合宗、守丞、 七月庚申。敦煌太守弘、長史章、 建、佐政光 敦煌左尉忠告尉。 守部候脩仁行丞事。敢告部都尉卒人。 謂郷、 置写移。書到如律令。 謂縣官"寫移。 書到如律令。 / 掾登、 (≥)869

∞870

属

∞868

七

八

6 敦煌守長聖、守丞福。

©871

淵泉守長長、丞馴。

∞873

⊗872

效穀守長合宗、丞數。

8 7

⊚874

10 冥安長遂昌、丞光。

11

務稱。母解

(解)

隨。如律令。/掾登、

屬建、

書佐政。

9

廣至守長光、遂事、守丞賞。

七月庚申。敦煌大守弘、長史章、守部候脩仁行丞事。謂縣。寫移使者稱縣置。謹敬莊事。甚有意。毋以謁勞。 ∞875

以下、4簡につづいて、紛失した伝信は御史府に送ることを命じている。そして命令が届いたあと、七月庚申には、 は、五月庚申の日に、李忠という人物が守御史となって、孝文廟の祭祀を担当するために「伝信」を発給したという。 副本を引用しているのである。 敦煌太守の弘たちが、下部にある部都尉の卒人たちに伝達している。そのため冒頭の第一簡に、紛失した「伝信」の や、乗伝や駅駕・厩など宿場を担当する長が検査して、同じ番号の伝信を所持する者を逮捕することを述べている。 れを各々が県の吏民に布告して通達せよというものである。そして紛失した伝信を見つけた者に謝礼を与えること しかし李忠に渡したあと、その「伝信」を車に置き忘れて紛失してしまった。そこで副本を写して伝達するので、そ 鄭弘が、車騎将軍と将軍、中二千石と二千石の官、地方の郡太守、諸侯王国の相などに出した命令である。その内容 《失亡伝信冊》は、つぎのように構成されている。まず2~3簡をみると、永光五年六月乙亥の日に、御史大夫の

て書かれており、たしかに DXT0309③:237の形態とよく似ている。 そこで第一簡の写真(『文物』二〇〇〇年五期、『出土文献研究』第七輯)をみると、その形態は上下二段に分かれ しかし異なるのは、《失亡伝信冊》の第一簡に

るものとみなすことができる。「伝」の規定は、一尺五寸(約三四・五センチ)とあり、実物の寸法はなお不明である。 るが、ここに公用旅行における「伝」の一形態が明らかになったといえよう。 |外百冊|| | という番号を記すことである。したがって第一簡の副本は、実物の「伝」の形態を、きわめてよく伝え

成された「伝」は、その副本を保管しながら、一方で現物は旅行者に渡されている。しかし関所や宿場などでは、こ は、発給した官府の長官が命令を下す過程と、「当舎伝舎、如律令」という決まり文句を記している。中央官府で作 であるが、紛失した場合には、それを捜索する文書の一部として、発信側の「伝信」の写しが伝達されることがあっ れを確認することがおこなわれ、地方の居延漢簡の場合では、その内容を令史などが写している。さらに稀なケース すなわち公用の「伝」は、その上段に日付と人物、用件、交通利用の条件、通し番号を記している。そして下段に

るもの、無いものをふくむ。また書写人の名を記す簡もある)、②内容を連続して書写する形式が確認できる。 の形態と、その使用方法の一端が推測できると考える。 さらに張徳芳氏は、懸泉置の伝信に関する五二簡を紹介しているが、ここでは①上下に分けて記す形式(番号のあ このように懸泉置漢簡は、前漢末の資料であるが、その形態を手がかりにすると、津関令にみられた前漢初期の「伝」

「伝」と「致」の形態ー随行物の証明書

の形態について検討してみよう。 官府が発給する「伝」には、公用旅行のほかに、私用の旅行に対する証明書がある。つぎに私用の「伝」と、「致」

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

大庭脩氏によれば、 永始五年閏月己巳朔丙子。北郷嗇夫忠敢言之。義成里崔自當。自言為家私市居延。謹案自當毋官獄徴事。 私用旅行者の証明書を以下のように説明している。その例は、(19) 居延漢簡一五・一九簡である。

閏月丙子。觻得丞彭。 移肩水金関・居延縣索關。書到如律令。/掾晏・令史建

傳。謁移肩水金関·居延縣索關。敢言之。

県の丞は、 ことで、やはりこれは文書の現物ではなく、写し(控え)であることがわかる。 私用旅行のために、用件と用務地、官獄や徴発がないという「伝」を得る資格を、県廷に申請している。そこで觻得 これによれば、成帝の永始五年(前一二)閏月の丙子(六日)に、觻得県の北郷嗇夫の忠が、崔自当という人物の 同じ日に肩水金関と居延県の索関に宛てた文書を発信している。このとき末尾に掾と令史のサインがある

認して、津関の吏に命ずる下達文書の形式をもつという。 津関の吏に対する上申文書の形式をとるといわれる。これに続いて、県令または丞が書いた部分は、 科のない証明、したがって伝を得る資格があること、⑤目的地まで通過するはずの津関名が書かれ、 大庭氏は、こうした文書の形式を、①日付、②請求者(旅行者)の所在と郷嗇夫名、③旅行の目的、 嗇夫の文書を承 それは郷嗇夫が ④旅行者に前

漢簡の写し(控え)の文書が、その形態を推測させる資料となる。その二は、この申請によって別に「伝」を取得す は、この申請書によって承認された県の発給文書が、「伝」としての役割を果たすということである。このとき居延 徴発に関連せず、「伝」を取る資格があると述べている。とすれば、ここでは二つの形態が予想される。すなわち一 給されていることは確認できる。しかしこれがそのまま旅行の証明になるかというと、文面には、この人物が官獄や るということである。この場合、私用旅行の「伝」にあたる文書の形態は不明である。 この説明には、なお不明な点がある。まず手続きが、旅行者の所在する郷里から申請され、それが県廷によって発

ても、いずれも公的な官府が発給している。ただし居延県令が発給した公用の伝(一七○・三A)と形態が異なるの くに④前科がないなどの伝を得る資格を明記している。このように「伝」は、公用旅行であっても、 いることである。そのとき証明に必要な条件は、①日付、②旅行者の所在と担当の官吏名、③旅行の目的のほか、と いずれにせよ、この資料からわかるのは、県の下部組織の官吏が申請をして、県廷がそれを発給する単位になって 私用旅行であっ

どに制約があったはずである。また公用旅行の場合でも、 用意されるものであった。しかし私用の旅行では、当然、交通手段や食事などは自弁であり、 ところで、公用旅行の「伝」では、身分や爵位によって等級があるが、車馬などの交通手段や、宿泊、 私的に随行品を携えるときには、なんらかの規制があった 随行する物品や従者な 食事などが

は、申請の手続きによる違いであろう。

下の条文である。 もう一度、張家山漢簡《津関令》をみてみよう。まず馬の随行について、「伝」と「書」で規定しているのは、 以

とおもわれる。これにはどのように対応したのだろうか。

丞相上魯御史書。 請魯中大夫謁者得私買馬關中。魯御史爲書告津關。 它如令。 丞相、 御史以聞。 制曰、 可

五二篇

請魯郎中自給馬騎。得買馬關中。魯御史爲傳。它如令。

丞相、

御史以聞。

制曰、

可

丞相上魯御史書。

この条文は、いずれも魯国の御史が、丞相に法律を申請して、皇帝の裁可を受けたものである。その内容は、五二 五二二簡

と請求している。五二二簡では、 簡では、魯の中大夫謁者が私に馬を関中で買った場合、魯の御史が、「書」を作成して津関に告げるようにしたい 魯の郎中が騎馬を関中で買った場合に、魯の御史が「伝」を作成することを請求す

るものである。ここでは、 郎中の騎馬は「伝」でよいのに対して、中大夫謁者の私馬の場合は、「書」を作成するこ

とが注意される

陳偉氏が釈文を修正しており、ここではこの復元にしたがう。(△は重複記号を文字にしたもの) そこで「書」の性格を明らかにするため、他の条文をみると、つぎのような例がある。このとき馬に関する条文は

大夫・郎中爲書告津關。來。復傳。504出。它如律令。御史以聞。請許。及諸乘私馬出。馬當復入而死亡。^ ^ ^ ^ ^ , 14人中大夫書。請中大夫謁者・郎中執盾・執戟家在關外者。得私買馬關中。有縣官致上中大夫・郎中。中相國上中大夫書。請中大夫謁者・郎中執盾・執戟家在關外者。得私買馬關中。有縣官致上中大夫・郎中。中

縣官診及獄訊審死亡。皆津關。制曰、可。 508 (五〇四、 五〇八簡

傳馬者。縣各以所買506名匹數告買所內史·郡守。內史·郡守各以馬所補名爲久久馬。爲致告津關。津關謹以藉 ……議。禁民毋得私買馬以出〔扞〕關、鄖關、函谷〔關〕、武關及諸河塞津關。其買騎・輕車馬・吏乘 置

〔籍〕· 久案閲。出。諸乘私馬入而復以出。若出而當復入者。507津關謹閲出入。馬當復入不入。以令論。 ●相國

(五〇六~〇七、五〇五簡

制曰、

に、県官の「致」があれば中大夫と郎中に申告する。そして中大夫と郎中は「書」を作成して、津関に告げるという 五〇四、五〇八簡では、中大夫の謁者、郎中の執盾・執戟の官で、関外に家があり、関中で私用の馬を買った場合

として津関に告げる。津関では、その文書にもとづいて名籍などを検査して、やっと出させることになる。そのとき、 数を、行政官庁である内史や郡守に申告する。内史と郡守は、それらの馬の名籍にあたるものを作り、それを「致」 などの津関を出ることを禁止している。そこで騎馬や軽車の馬、吏の車や置伝の馬を買うときには、県が馬の名と匹 内容である。また五○六~○七、五○五簡では、書き出しが不明であるが、まず原則として、私に馬を買って函谷関

私馬で津関を出入りすることを禁止している。

みえており、その際にも「致」が文書であることは明らかである。 ている。たしかに《津関令》にみえるように、下部から中央に法律の制定を上申する規定が、「置吏律」の手続きに げている。この「致」は、釈文の注釈では文書と理解し、李均明氏は「通知書」としており、陳偉氏もこの説に従 これらをみれば、私に馬を買った場合には「書」などの文書を作成し、それを「致」として申告したり、

縣道官有請而當爲律令者。各請属所二千石官。二千石官上相國・御史。相國・御史案致。當請。請之。毋得徑請

徑請者者。219罰金四兩。220

て関所を通過できると考えている。しかし魯国の御史の申請では、私馬では「書」を作成しているが、郎中の騎馬は 「伝」でよいとあるように、もう少し別の解釈ができるようにおもう。それは「伝」と、「致」「書」の機能は異なる 陳偉氏は、《津関令》の「致」について、「伝」と「致」「書」は同時には使えず、「伝」あるいは「致」「書」を用 (二二九~二〇簡

のではないかということである。

五〇九、五〇三簡には、つぎのようにみえている。

守。及爲致告津關。津關案閱。509□□□等出。 • 相國・御史復請。制曰、可。503 十二 相國議。關外郡買計獻馬者。守各以匹數告買所內史·郡守。內史·郡守謹籍馬職 (識)物・齒・高。 (五〇九、五〇三簡

高」を記した文書を確認する。同時に内史と郡守は「致」を作成して津関に告げ、津関ではそれを検査している。ま これによれば、関外の郡が馬を買ったときには、内史や郡守に匹数を告げ知らせ、内史と郡守は馬の「識物・歯

た五一三~一五簡にも、 同じようなケースがみえる。

相國·御史請。郎騎家在關外。騎馬節(即)死。得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道。縣道官聽。 告居縣。受數而籍書。513馬職 (識)物・齒・高。上郎中。 節 (即) 歸休・[繇] 使。郎中爲傳出津關

馬死。死所縣道官診上。其詐 言郎中。 郎中案視。 爲致告關中縣道官。賣更買。• (詐) 貿易馬及偽診。皆以詐 制曰、 可。 (詐) 515 偽出馬令論。 其514不得□及馬老病不可用。 **|五一三~一五簡** 自

ここでは馬の文書に「識物・歯・高」と記している。この「識物・歯・ 11~20簡が参考となろう。(22) 高 は、 懸泉置漢簡の 「伝馬名籍」V1610

②10簡、

傳馬一匹。 私財物馬一匹。 駹、牡、 騩、牡、左剽。 左剽、決兩鼻兩耳數。齒十九歳。高五尺九寸…… 齒九歳。白背。高六尺一寸。小賓。補縣(懸)泉置傳馬缺。 (②:10簡) (11 簡) 傳馬一匹。

左剽。 高五尺八寸。中、名曰佳□、柱、駕。(16簡)傳馬一匹。赤騮。 簡) 傳馬一匹。 (17簡) 傳馬一匹。騂馰。 八歲。高五尺八寸。中、名曰倉 白鼻、 騙。乘、左剽、 左剽。齒八歳。高六尺。駕、翟聖。各曰全?廏。厶卩。(12簡) ……尺六寸。 乘、左剽。 决右鼻。齒八歳。高五尺九寸半。驂、名曰黄爵(雀)。(41簡)傳馬一匹。駹。 齒九歲。高五尺八寸。驂、 (蒼)波、柱。(15簡)傳馬一匹。騮。乘、 牡、 呂戟、 左剽。齒八歳。高五尺八寸。 名曰完幸。 左剽、決兩鼻、 ム口。 (18簡) 私財物馬 駕 駕。名曰鐵柱。 白背。 名曰葆橐。(13 齒九歳。 二匹。

建始二年三月戊子朔庚寅。縣 (懸) 泉廏嗇夫欣敢言之。謹移傳馬名籍一 編。 敢言之。 (20) 駹。牡、左剽。齒七歳。高五尺九寸。

補縣

(懸) 泉置傳馬缺。

(19 簡)

文書は、人が関所を通過する証明書ではなく、「名籍」と同じように馬などの随行品に対する証明書ではないかと推 したがって「伝馬名籍」と《津関令》の表記は、その内容が共通することがわかる。ここから「致」や「書」などの 懸泉置の宿場では、管理する馬に対して名前をつけ、その身体的な特徴、 歯による年齢、高さなどを記していた。

大庭脩氏は、年代は後であるが、「致」の例として以下の資料をあげている。

測できる。この点を、もう少し検討してみよう。

□出入關傳致籍

居摂三年吏私牛出入關致籍

(上欠) 転穀輸塞外食者出關致籍

(同漢簡79DMT八・二七)

(敦煌馬圏湾漢簡79DMT六・五四

(居延漢簡五〇・二六)

• 元始三年十月玉門大煎都萬世候長馬陽所齎操妻子從者奴婢出關致籍 (同漢簡79DMT九・二七)

関の近辺にいる関係者に限られているという。そこで「致」は、長距離を通過する「伝」に対して、短距離の移動者 への証明書ではないかと推測している。しかしもう一つ注目される特徴は、その対象が私牛や、輸送に必要な車、妻 これらの内容は、吏の私牛の出入や、穀物を塞外に輸送する人、候長の妻子・従者・奴婢の出入りのように、玉門

書」とあわせて考えると、この「致」は随行するものを記した証明書ではないだろうか。

子と従者・奴婢といった、随行する人や物に限られていることである。これを「伝馬名籍」のような記載をもつ「致

品などを記した文書であり、その機能を異にするのではないかと考える。 書を追加したことが推測される。したがって「伝」「符」に対して、「致」「書」は規定をこえて随行する人や車馬、 しかし公的な往来でも、私物をもつ場合や、私的な往来で随行品をもつ場合には、「致」「書」と呼ばれるような証明 すなわち関所を人が通行するには、公的であれ私的であれ、官府(公的な機関)が発行した「伝」が必要であった。

関所の通行と漢墓簡牘

簡の《失亡伝信冊》の第一簡が基本の形態として、漢代初期の類推になると考えた。ここには上段に「日付、 これまで、漢代の交通に使われる「伝」の形態を検討してきた。その結果、とくに公用出張の「伝」は、懸泉置漢

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

た。また私用旅行の「伝」は、これまで大庭脩氏などが、所属の官吏によってその条件を満たす証明をして、県廷が 発給するとみなしていたが、その実物の形態には不明な点がある。 名前、用件、交通の条件、通し番号」を記し、下段に「発給者の身分と名前、命令文」などを分けて記す形式であっ

これに対して、これまで「伝」と同じようにみなされていた「致」は、公用出張や私的な旅行に際して、随行する

人や車馬、物品などを記した文書にかかわるものと推測した。しかし実物の形態は、なお不明である。

それでは、こうした「伝」と「致」の形態をふまえて、もう一度、大庭脩氏が「冥土への旅券」と名づけた簡牘を

検討してみよう。

のような形態と内容をもっている。(34) まず江陵鳳凰山一六八号漢墓の竹牘(長さ二三・二、幅四・一~四・四センチ)は、「告地書」ともよばれ、つぎ

十三年五月庚辰。江陵丞敢告地下丞。 可令吏以從事。敢告主。 二乘。牛車一兩。騶馬四匹。駠馬二匹。騎馬四匹 夫"隧自言。与大奴良等廿八人。大婢益等十八人。軺車 市陽五

を知らせる擬制文書であることは間違いない。しかしこの竹牘は、明らかに公用出張の「伝」の形態ではない。それ は先に《失亡伝信冊》でみたように、墓主の通行の条件を記しておらず、また発給者を下段に記していないからであ ここには文帝十三年(前一六七)に、江陵丞が「敢えて地下の丞に告ぐ」とあり、墓主(市陽五大夫の隧)の情報 また私用旅行の証明と比べてみると、県レベルの丞が地下の丞に告げるという形式は似ているが、身分や用件を

庭脩氏の見解を、さらに発展させたものである。 地下の交通にも随行品の擬制文書が作成され、それを地下の官府に伝える形式をもっていたことがわかる。これは大 は大奴と大婢、軺車、牛車、騶馬、駠馬、騎馬の数量が記されている。したがって、ここでは実際の交通を反映して、 する「伝」の資料ではなく、随行品などを記す「致」「書」に関連する証明ということになる。その証拠に、ここに に対する証明が必要であろうとみなした。とすれば、大庭氏が「冥土への旅券」と名づけた資料は、私用の旅行に関 証明するという内容ではない。かわって漢代の交通では、人が往来する「伝」とは別に、随行する人や馬、

これと同じような形式は、随州孔家坡八号漢墓の木牘(長さ二三、幅三・三~五・五センチ、告地書)にもみえて

二年正月壬子朔甲辰。都郷燕佐戎敢言之。庫嗇夫辟与奴宜馬・取・宜之・益衆。婢益夫・末衆。車一乘。馬三匹。

正月壬子。桃侯国丞萬移地下丞。受數母報。 定手

く、県レベルの官が、随行するものを報告する資料である。 桃侯国の丞を通じて、地下の丞に報告している。したがってこの木牘も、直接的に人が通行する「伝」の形態ではな ここでは県レベル以下の都郷と佐が、墓主とおもわれる人物(庫嗇夫の辟)に、奴婢や車馬を随行することを記し、

また江陵高台一八号漢墓では、実際に使われた形態を写した木牘(長さ二三・二、幅四・五センチ)) がある。 36)

七年十月丙子朔庚〔子〕。中郷起敢言之。新安大

女燕自言。与大奴甲・乙。〔大〕婢妨徙安都。謁告安都受

十月庚子。江陵龍氏丞敬移安都丞。/亭手名數。書到為報。敢言之。

(正面)

産手(裏面)

牘にみえる控えの形式と同じである。しかし大奴の名前が「甲、乙」と記号化しているのは、実際の文書そのもので はない。この場合も、随行もしくは移動する奴婢の状況を、あらためて書写した形式になっているのであろう。 面に、「某手」という書写した人名が書かれていることである。これはすでに指摘されているように、里耶秦簡の木 いう要望を記し、それを江陵龍氏の丞が、安都の丞に告げる形式となっている。注目されるのは、このとき正面と裏 ここでは文帝七年(前一七三)に、県レベル以下の中郷の官吏が、新安の大女と一緒に、奴婢を安都に移したいと

十二年二月己巳朔戊辰。家丞奮移主藏郎中。移

これに関連して、有名なのは馬王堆三号漢墓の木牘(長さ二三、幅三・五センチ)である。(8)

藏物一編。書到先撰具奏主藏君。

年木牘は、

を懸泉置漢簡の《伝馬名籍》と比べてみれば、その送り状を付けた文書とまったく同じ形式である。したがって十二 これは文帝十二年(前一六八)に、募主の家丞が、地下の主藏郎中に「藏物一編」を送る形式となっている。これ

やはり随行品を送る文書とみなせるが、それは別に一編のリストを記していた。このように考えれば、こ

活するときに必要な物だけではなく、墓主が地下の世界に行くとき、その随行する人や物品を証明する文書の役割を れまで副葬品のリストとみなしてきた遣策は、別の説明ができるかもしれない。つまり遣策の意義は、ただ地下で生れまで副葬品のリストとみなしてきた遣策は、別の説明ができるかもしれない。つまり遣策の意義は、ただ地下で生

果たしているということである。

れる。

がう内容をもっている。それは、むしろ地下の世界に行く人が随行するものを証明する擬制文書ではないかと推測さ このように漢墓に副葬された竹牘や木牘は、漢代の交通を反映しながら、人の往来を証明する私用の「伝」とはち

六号秦墓の木牘(長さ三六・五、幅三・二センチ)である。 ところが漢墓の簡牘には、随行品や物品のリストのほかに、少し内容のちがう文書がある。その一つは、雲夢龍崗

鞫之。辟死。論不当為城旦。吏論。失者。已坐以論。九月丙申。沙羨丞甲・史丙。免辟死為庶人。令自尚也。

庶民になったという内容を記しており、寸法は長い文書であるが、これも私的な旅行の証明に関連する文書と言える に、私的旅行の「伝」を得るために必要な証明と共通している点である。つまりここでは、いま墓主は罪人ではなく るため、埋葬用の擬制文書と考えている。ただし、もう一つ注意されるのは、むしろ大庭脩氏が指摘されていたよう(w) これについて籾山明氏は、乞鞫の結果を記す公文書をモデルとしているが、人名が甲・丙のように記号化されてい

このような内容は、江蘇邗江胡場五号漢墓の木牘(長さ二三、幅三・五センチ、告地書)二枚にみえている。 卌七年十二月丙子朔辛卯。広陵宮司空長前丞□敢言土主。広陵石里男子王奉世有獄事。事已復。故郡郷

のではないだろうか。

(第一枚 第二枚

九

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

里遣自致移詣穴。

卌八年獄計□書。

從事如律令。

だけでは身分の証明にとどまっているが、これを私用の旅行に必要な罪人ではない条件とすれば、やはり冥土に行く ときの通行に関する文書とみなすことができよう。 て獄につながれていた人物が、いま庶民に復していることを土主(地下の官吏)に報告している。したがって、これ 胡平生氏によれば、この木牘の年代は、宣帝期の広陵王の紀年といわれるが、ここには広陵の宮司空と丞が、(※) かつ

要な「伝」や「致」「書」などと比べてみると、同じような形態をもつことが想定できる。 記した文書がふくまれていた。これらは一見すると、別々の文書であるようにみえるが、これを関所などの通行に必 以上のように、漢墓に副葬された簡牘の一部には、墓主が随行する人や物品を記した文書や、罪人ではないことを

簡牘であるが、それは死後の世界に対する習俗だけではなく、漢代で実際に行われた交通制度と文書の形態を反映す はり津関などの通行に必要な「致」「書」に関連する文書ではないかとおもわれる。これらは漢墓の一部にみられる 墓主の身分を証明する簡牘を副葬する場合があった。これらは、直接的に人の通行を証明する「伝」ではないが、や るものであった。この意味において、地上の「伝」と「致」による情報の伝達は、地下の世界においても通行が順調 すなわち漢代では、地上の交通と同じように、墓主が地下の世界に行くときにも、一緒に随行品を記したリストや、

あるいは墓主の身分を証明する文書とみなすとき、それは漢代の交通事情を示していたのである。 の「伝」とみなした点に問題が残されていた。しかし通行の「伝」に関連して、漢墓の簡牘を、随行する人や物品 わめて卓見であったことがわかる。ただしこれまでは、「伝」と「致」の資料が少なかったために、これを私用旅行 このような推測が正しければ、大庭氏が地上の実際の交通と関連させて、地下の擬制文書を指摘されたことは、 であることを願う心と共通していたのである。

を通過する「符」の形態は、これまでのように「六尺の符」を基本とする見解で問題はないとおもわれる。 で確認した控えや、4特別に《失亡伝信冊》のような文書として残るケースがあった。これに対して、一ヶ所の津関 た。そして公用の「伝」は、1発給側の控えと、2旅行者が携帯するものが想定されるが、実際には、3関所や宿場 は、懸泉置漢簡《失亡伝信冊》の第一簡がその基本となる形態ではないかと考えた。ここには上段に「日付、 用件、交通の条件と、通し番号」を記し、下段に「発給者の身分と名前、命令文」などを分けて記す形式であっ 漢代の交通に使われる「伝」と「致」などの形態を検討した。その結果、とくに公用旅行に使われた「伝」

が必要であったことになる。(35) と表現している。これによれば旅行者は、車馬や騎馬、従者、器物などを私に随行するときは、それを証明する文書 が付随していたり、私物を所持する場合には、別の証明が必要であったとおもわれる。本稿では、このような随行す されているのではないかと考えた。つまり人の通行に必要な「伝」を所持していても、それとは別に私的な車馬など 発給するとみなしたが、その実物の形態には不明な点がある。そして問題となるのは、「致」に対する解釈であった。 これまで「致」は、「伝」「符」と並んで、津関の通過に用いられたという見解があるが、その用途は「伝」と区別 また私用旅行の「伝」は、大庭脩氏などの研究をうけて、所属の官吏によってその条件を満たす証明をして、県廷が 物品などを証明する文書が「致」ではないかと想定してみた。漢簡《津関令》では、これを「致」「書_

さらに興味深いのは、大庭脩氏が「冥土への旅券」と名づけられた漢墓簡牘である。ここには地上の制度と同じよ 地下の世界に通行するときは、墓主が随行する人や車馬、物品などを証明する文書を、 地上の官吏が地下の官

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

を示唆するのではなく、「致」「書」に関連する随行品の擬制文書とみなした。 吏に報告している。また馬王堆漢墓では、物品のリストを送るという文書を副葬している。これらは、 地上の「伝_

必要な条件とみなせば、同じように地上の交通を反映する資料と考えることができる。 また随行品の文書とは別に、墓主が罪人でないことを証明する文書をふくむ場合があったが、これも私的な旅行に

文書だったのである。これらは今後とも、漢代の交通と情報伝達の問題として考察をつづけたいとおもう。 が、実際に使われた文書やその控え(写し)であるのに対して、漢墓簡牘の一部もまた、地上の世界を反映した擬制 ることができる。これによって簡牘資料を、社会のなかで全体的に位置づける視点がみえてくる。つまり遺跡の簡牘 葬された資料を区別するのではなく、同じ社会における情報伝達のあり方が、別の形態で示された類似のケースとみ とによって、それが制度の実態を理解することに役立つと考える。さらに簡牘の研究では、遺跡の文書と、古墓に副 このように漢代の交通では、実際に使われた「伝」「符」や「致」とともに、漢墓に副葬された簡牘を分析するこ

ί

- 1 万巻楼図書、一九九九年)、同『二十世紀出土簡帛総述』(文物出版社、二〇〇六年)などの紹介がある。 三年)、永田英正『居延漢簡の研究』序章(同朋舎出版、一九八九年)や、駢宇騫・段書安編著『本世紀以来出土簡帛概述』(台北市 簡牘資料の概略は、大庭脩『木簡学入門』(講談社、一九八四年)、同『木片に残った文字-中国木簡の世界』(大庭博子、二〇〇
- 2 文書行政」(『文字と古代日本2』、吉川弘文館、二〇〇五年)などがある。 教育出版社、一九九九年)のほか、永田英正「文書行政」(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年)、籾山明「中国 李均明‧劉軍『簡牘文書学』(広西教育出版社、一九九九年)、李均明『古代簡牘』(二〇〇三年)、汪桂海『漢代官文書制度』(広西
- 3 思想史や出土文献については、李学勤『簡帛佚籍与学術史』(一九九四、江西教育出版社、二〇〇一年)、李零『簡帛古書与学術源

- こされる古代中国思想』(岩波書店、二〇〇四年)など多くの紹介と研究がある。 流』(生活·読書·新知三聯書店、二〇〇四年)、朱淵清『再現的文明:中国出土文献与伝統学術』(華東師範大学出版社、二〇〇一 高木智見訳『中国出土文献の世界』(創文社、二〇〇六年)、浅野裕一・湯浅邦弘編『諸子百家〈再発見〉-掘り起
- (4) 松原弘宣「日本古代交通研究と文字資料」、拙稿「中国出土資料と古代社会」(以上、『資料学の方法を探る』4、二〇〇五年)。
- 5 第二章「漢代の符と致」(『漢簡研究』同朋舎出版、一九九二年)、大庭脩著、徐世虹訳『漢簡研究』(広西師範大学出版社、二〇〇一 大庭脩『秦漢法制史の研究』第五篇第一章「漢代の関所とパスポート」(一九五四、創文社、一九八二年)、同『漢簡研究』第二篇
- (6) 大庭前掲『木簡学入門』、同「冥土への旅券」(『漢簡研究』第三篇第三章)。なお徐世虹訳『漢簡研究』では、「前往冥府的通行証 と翻訳している

年) など。

- (7) 全体の研究は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』(文物出版社、二〇〇一年)、同整理小組 編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』訳注、研究篇(朋友書店、二〇〇六年)などがある。 研究」班「江陵張家山漢墓出土『二年律令』訳注稿その(一、二、三)」(『東方学報』京都七六〜七八、二〇〇四〜〇六年)、冨谷至 版社、二〇〇五年)、蔡万進『張家山漢簡《奏讞書》研究』(広西師範大学出版社、二〇〇六年)のほか、「三国時代出土文字資料の 家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』釈文修訂本(文物出版社、二〇〇六年)や、朱紅林『張家山漢簡《二年律令》集釈』(社会科学文献出
- 8 一○○五年五期)、胡平生・張徳芳編撰『敦煌懸泉漢簡釈粋』(上海古籍出版社、二○○一年)。 甘粛省文物考古研究所「甘粛敦煌漢代懸泉置遺址発掘簡報」、同「敦煌懸泉漢簡內容概述」「敦煌懸泉漢簡釈文選」(以上、『文物』
- 9 大庭前掲「漢代の符と致」のほか、李均明・劉軍前掲『簡牘文書学』など。
- 10 渉馬諸令研究」(『考古学報』二〇〇三年一期)、曹旅寧「《津関令》考述」(前掲『張家山漢律研究』)などがある。 年三期)、楊建「西漢初期津関制度研究」(『楚地出土簡帛文献思想研究』湖北教育出版社、二〇〇二年)、陳偉「張家山漢簡 李均明「漢簡所反映的関津制度」(『歴史研究』二〇〇二年三期)、彭浩「《津関令》的年代与文書格式」(『鄭州大学学報』二〇〇二
- 11 |大庭前掲「漢代の符と致」、李均明・劉軍前掲『簡牘文書学』のほか、籾山明「刻歯簡牘初探-漢簡形態論のために」(『木簡研究

- 一七、一九九五年)がある。
- 12 廡二所。並袤丈五尺。廣八尺。〔牝牡〕瓦各十九枚。竹馬仰四。井鹿車一具不見。磨壊敗」とある記事が、郡守など高級官吏を接待 年長沙走馬楼西漢簡牘重大考古発現」(『出土文獻研究』第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)では、「案傳舎二千石舎西南向。馬 漢簡牘』(『中国文物報』二〇〇四年二月一八日)では、身分によって伝舎の規格が異なることを示す簡牘があるといい、「二〇〇三 富谷至「漢代の『伝』について」(『シルクロード学研究』二二、二〇〇五年)に整理がある。また「湖南長沙走馬楼出土万余枚两
- 13 の伝を使って、函谷関を抜けようとした事例がある。 李均明前掲「漢簡所反映的関津制度」。また『奏讞書』案件3には、高祖十年(前一九七)七月に胡県から、臨淄県の獄史が他人

する伝舎と説明している。

癸亥。大僕不害行廷尉事。謂胡嗇夫讞獄史闌。讞固有審。廷以聞。闌當黥為城旦。它如律令。 曰。南齊國族田氏。徙處長安。闡送行。娶為妻。與偕歸臨淄。未出關。得。它如劾。•南言如劾及闡。……•十年八月庚申朔 • 十年七月辛卯朔癸巳。胡状、丞憙敢讞之。劾曰。臨淄獄史闌令女子南冠縞冠。詳病卧車中。襲大夫虞傳。 以闌出關。

の規定に結びつけられない。むしろこの案件からは、 本条の規定がなかったとする。しかしこの案件では、関所の出入りよりも、諸侯王国への逃亡が問題となっており、すぐには関所 させた罪などを議論しており、中央の裁可は「黥城旦」の刑とした。ここから曹旅寧前掲「《津関令》考述」では、高祖十年までに く、そこで奏讞の対象になったとも考えられる。 かれは斉国の名族・田氏の娘を不当に娶って、関所を抜け諸侯王国に行こうとした。そこで県では、姦淫罪や、諸侯王国に逃亡 関所の出入りに関する規定があったとしても、諸侯王国の問題のほうが大き

- 14 華書局、一九八一年)の番号による。 大庭前掲「漢代の関所とパスポート」、李均明・劉軍前掲『簡牘文書学』。中国社会科学院考古研究所『居延漢簡甲乙編』上下(中
- 15 李均明前掲「漢簡所反映的関津制度」。写真は、 前掲「甘粛敦煌漢代懸泉置遺址発掘簡報」による。
- 16 懸泉漢簡〝失亡伝信冊〟補考」 (武漢大学簡帛研究中心、二〇〇六年六月二二日) がある。両者には、若干の釈文の違いがあり (8)参照。このほか張徳芳「懸泉漢簡中的 ·伝信簡、考述」(『出土文獻研究』第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)、馬怡

たとえば馬氏は「書到。務(備)。毋解(懈)隨(惰)。如律令。」②876と解釈している。

<u>17</u> 置傳者。皆尺五寸木傳信。封以御史大夫印章」とある記事を指摘している。この形式は、長さをのぞけば、懸泉置漢簡の宣帝神爵 大庭前掲「漢代の関所とパスポート」では、『漢書』平帝紀の元始五年条に付けられた如淳注引く律文に、「律諸當乘傳。

四年の木簡や、《失亡伝信冊》第一簡と一致している。

- 18 態を知ることができるが、従者は車に同乗する者に限られており、他の随行品の記述はみられない。 張徳芳前掲「懸泉漢簡中的〝伝信簡〟考述」は、伝信の格式によって分類し、その写真を掲載している。これによって伝信の形
- 19 大庭前掲「漢代の関所とパスポート」。なお大庭氏は、私用の旅行者が用いた証明を「綮」とみなしているが、引用する居延漢簡
- 七〇簡でも「伝」とあるので、ここでは公用出張の「伝」に対して、私用旅行の「伝」としておく。
- 20 〇〇七年)などで説明している。 館大学史料編纂所、二〇〇二年)、拙稿「張家山漢簡《津関令》と詔書の伝達」(『資料学の方法を探る』6、愛媛大学法文学部、二 討の余地がある。また《津関令》にみえる命令の形式は、大庭脩「張家山二年律令簡中の津関令について」(『史料』一七九、皇學 る論文を収録している。陳偉氏の復元では、「竹簡の整理番号・対照表」と出土位置によると竹簡が離れている場合があり、なお検 いないが、彭浩「談《二年律令》中幾種律的分類與編連」、張家山漢簡研読班「張家山漢簡《二年律令》校読記」など、配列に関す 陳偉前掲「張家山漢簡《津関令》渉馬諸令研究」。『張家山漢墓竹簡』釈文修訂本では、字句の修訂にとどめ、配列の変更をして
- 21 李均明、陳偉前掲論文。このほか李天虹「漢簡 ·致籍: 考辨」(『文史』二〇〇四年二期) がある。
- (22) 前掲『敦煌懸泉漢簡釈粋』八一~八四頁。
- (23) 大庭前掲「漢代の符と致」。
- 24 考」(『東洋史研究』六一-三、二〇〇二年)などがあり、胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』(湖北教育出版社、二〇〇四 漢墓出土称銭衡告地策与歴史地理問題」(一九七七、『歴史地理与考古論叢』 注(6)、湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山一六八号漢墓」(『考古学報』一九九三年四期)参照。このほか黄盛璋「江陵鳳凰山 斉魯書社、一九八二年)、佐原康夫 「江陵鳳凰山漢簡

は、

秦漢墓の竹牘・簡牘を全体的に考察している。

- 25 前掲『長江流域出土簡牘与研究』、湖北省文物考古研究所・随州市考古隊編著『随州孔家坡漢墓簡牘』(文物出版社、 二〇〇六年)。
- 26 湖北省荊州博物館編著『荊州高台秦漢墓』(科学出版社、二〇〇〇年)。
- 27 籾山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(『中国古代訴訟制度の研究』京都大学出版会、二〇〇六年)。
- 28 究所『長沙馬王堆二、三号漢墓』(文物出版社、二○○四年)では「藏」を「葬」と読んでいる。 これまで陳松長「馬王堆三号漢墓木牘散論」(『文物』一九九四年六期)などの研究がある。なお湖南省博物館、 湖南省文物考古研
- 29 前掲『敦煌懸泉漢簡釈粋』。また永田前掲『居延漢簡の研究』、同「簡牘の古文書学」(『近江歴史・考古論集』滋賀大学教育学部歴

史学研究室、一九九六年)では、帳簿などに送り状を付けることによって、古文書になることを指摘している。

- 30 遺策については、彭浩「戦国時期的遺策」(『簡帛研究』第二輯、法律出版社、一九九六年)がある。
- 六号秦墓墓主考」、 一○○一年)には、簡牘概述のほか、李学勤「雲夢龍崗木牘試釈」、黄盛璋「雲夢龍崗六号秦墓木牘与告地策」、胡平生「雲夢龍崗 劉信芳、梁柱『雲夢龍崗秦簡』(科学出版社、一九九七年)。中国文物研究所、 劉国勝「雲夢龍崗簡牘考釈補正及其相関問題的探討」などを収録し、釈文に関する考察がある。 湖北省文物考古研究所編 『龍崗秦簡』(中華書局)

籾山明 | 龍崗六号秦墓出土の乞鞫木牘」(前掲『中国古代訴訟制度の研究』)。

33 前掲『長江流域出土簡牘与研究』四七一頁。

32

- 34 たると考証している。 木牘には「冊七年」「冊八年」という年代があるが、これは広陵厲王の紀年で、宣帝本始元年 (前七二)、本始二年 にあ
- 35 るのかは、 司などを、過所 いた条件が、日本の規定のもとになった唐代には、すでに一緒の条件になったものか、あるいは漢代でも一緒に記される場合があ 日本の養老公式令過所の条では、A通行の理由など、通過する関と目的地、B随行の人、物、 なお検討の余地があろう。 (通行証)の条件としている。ここでは人の通行と、随行する人・物が一緒になっている。これは漢代で分かれて 程喜霖『唐代過所研究』(中華書局、二〇〇〇年)、永田英明「通行証」(『文字と古代日本3』、 馬牛など、C年月日、発給する官

吉川弘文館、

二〇〇五年)など参照

『居延漢簡甲乙編』上冊(中華書局、一九八一年)一七〇・三A、B

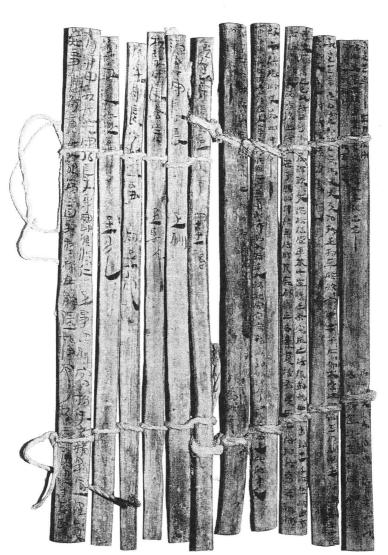


敦煌懸泉置《伝信》簡、Ⅰ90DXT0309③:237(『出土文獻研究』第七輯、二〇〇五年)



張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

敦煌懸泉置《失亡伝信册》Ⅱ90DXT0216②866-876



江陵鳳凰山一六八号漢墓:竹牘256(『考古学報』一九九三年四期)



長沙馬王堆二、三号漢墓』(文物出版社、二〇〇四年)木牘



〔付記〕 本稿は、二〇〇六年一一月一〇日に「中国簡帛学国際論壇二〇〇六」(於武漢大学)で報告した論文の日本

張家山漢簡《津関令》と漢墓簡牘

文にあたるものである。